

確定申告相談

2月16日(水)
3月15日(火)

所得税の申告は、越谷市中央市民会館特設会場または、越谷税務署へ！

確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告書の提出が必要です。

- ① 事業を営んでいる場合、不動産収入がある場合、土地や建物を買った場合などで、平成16年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除と定率減税額との合計額を超える方
- ② 給与所得者で次のいずれかの要件などに該当する方
 - イ 給与の年収が2千万円を超える方
 - ロ 2カ所以上から給与をもらっている方
 - ハ 給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - ニ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などの支払いを受けている方

申告は正しくお早め！

越谷税務署では、確定申告が必要であると思われる方に、確定申告書を送付してありますが、確定申告書が届かない方でも一定の要件にあってはまる場合には、確定申告書の提出が必要です。

申告をすれば税金が戻る方

確定申告をしないでよい方でも次のような場合は、源泉徴収された税金などの還付を受けるための確定申告を提出することができます。

- ① 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない方
- ② 給与所得者で、次のような方
 - イ 多額の医療費を支払った方



確定申告 3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

納税は期限内に！

平成16年分の確定申告による所得税および消費税の納期限は、次のとおりです。早めにお済ませください。

- 所得税の納期限 3月15日(火)
- 消費税の納期限 3月31日(木)

また、振替納税を利用される方の預貯金口座からの振替日は、次のとおりです。(預金残高不足にご注意ください)

- 所得税の振替日 4月19日(火)
- 消費税の振替日 4月26日(火)

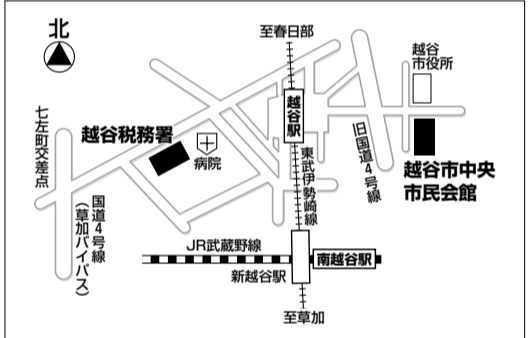
譲渡所得・マイホーム買い替えの申告

譲渡所得とマイホーム買い替えの申告は、八潮メセナ会場では受け付けすることができません。申告は越谷税務署で行ってください。

所得税の還付申告はお早めに！

所得税の還付申告は、申告期間(平成17年2月16日～3月15日)にかかわらず、1月から越谷税務署で提出することができます。

確定申告の期間は、申告相談会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出される方は、お早めに提出してください。



申告書の作成は便利なホームページ！

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」(関東信越国税局のホームページからもアクセスできます)で作成した申告書をプリントアウトし、そのまま提出できます。同コーナーを利用すれば、申告書用紙の交付を受けるため税務署などに出向かずに、自宅で都合の良い時間に申告書を作成することができます。また、税務署等申告相談会場で長時間待つことなく郵送で提出できます。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス

http://www.nta.go.jp

関東信越国税局ホームページのアドレス

http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp

日曜相談会

2月20日・27日の日曜日に、越谷税務署申告会場で相談・受付を行います。(当日は、混雑が予想されます)

確定申告の問い合わせ先

越谷税務署 ☎965・8111
〒343・8601
越谷市赤山町5丁目7番47号

全国春の火災予防運動 3月1日～7日

『火は消した？ いつも心に きいてみて』

市内における平成16年中の火災発生件数は、49件でした。平成15年中(33件)より16件の増加となっています。

出火原因別では、放火(疑い含む)19件、たばこ5件、ガスこんろ4件の順になっています。

この運動は、市民の皆さんに防火や防災に対する意識や行動力を高めていただくことにより、家庭や地域および事業所における火災の発生を防止し、火災から尊い命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的に行います。

市では、次の3点を重点目標に運動を展開します。火災のない安全都市を築くために、皆さん一人ひとりのご協力をお願いします。

【重点目標】

1 住まいの防火対策を進めよう

「てんぷら油を火にかけているとき一寸だけ離れる」
「1本だけの寝たばこなら」など、ほんの少しの油断が火災を招きます。

2 放火されない環境づくりを進めよう

ゴミは収集日に出すことを徹底し、家の周りに新聞・雑誌など燃えやすいものは置かないようにしましょう。

3 地域の防火対策を進めよう

防災訓練に進んで参加し、地域ぐるみの協力体制を築きましょう。



所得税申告会場日程

住宅借入金等特別控除の還付申告は、越谷市中央市民会館特設会場または、越谷税務署へ

●確定申告(譲渡・贈与等を除く)

2月1日(火)～3月15日(火)(土・日・祝日を除く) 午前9時～11時・午後1時～3時30分

越谷市中央市民会館特設会場

※2月15日(火)までは還付申告のみの受け付けです。

※2月20日・27日の日曜日の受け付けは、越谷税務署のみとなります。

●確定申告(青色・白色一般・譲渡・贈与等)

2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後4時(午後4時ごろまでにご来場ください。)

越谷税務署

※2月20日・27日の日曜日に限り、受け付けます。

税理士会無料還付申告相談会日程

2月16日(水)～23日(水)(土・日曜日を除く) 午前9時～11時・午後1時～3時

八潮メセナ1階展示室

※住宅借入金等特別控除の還付申告相談は、八潮メセナ会場ではできません。

※自動車での来場はご遠慮ください。

※確定申告をされた方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。